

事 務 連 絡
令和4年6月28日

出店企業の皆様へ

(公財) 日本食肉流通センター

食品ロス削減に向けた取組の加速化について【情報提供】

日頃から当センターの業務運営につきまして、格別のご高配を賜り、厚
く御礼申し上げます。

農林水産省から、食品ロス削減に向けた取組の加速化についての通知がありましたので、お知らせします。

関係団体各位

農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課

日頃より大変お世話になっております。

農林水産省新事業・食品産業部より食品ロス削減の取組の加速化についてのお知らせです。

6月27日に、食品ロス削減の取組を加速化させるため、経済産業省と消費者庁の連名で、添付の通り通知文を発出しました。

概要は以下のとおりです。

我が国においては、年間522万トンの食品ロスが発生していると推計されており、これまで事業系食品ロスの削減に向けて、納品期限（いわゆる1/3ルール）の見直し及び賞味期限の年月表示化、賞味期限の延長を一体的に推進してきたところですが、取組企業及び対象品目の拡大について、引き続き、取組の推進をお願いします。

また、近年、新型コロナウイルス感染症に加え、不安定な世界情勢の影響により、食品価格が上がり、一部の食品が世界的に不足することが懸念される中、食品価格上昇の影響の緩和や生活困窮者への支援を推進する上でも、極力廃棄を避け、食品ロス削減の取組を加速化させる必要があります。

このため、

- ① 適量仕入れや売り切り等の実施のほか、やむを得ず余る未利用食品についての、
- ② 消費者のニーズとマッチングさせる販売（ICTやAI等の新技術を活用した未利用食品の販売（シェアリング））
- ③ 特に、フードバンク、こども食堂、こども宅食等への寄附

の実施について、既に取り組まれている事業者はその一層の推進を、まだ取り組まれていない事業者は、改めてその実施をお願いいたします。

つきましては、このことを会員各位にご周知いただきますようお願いいたします。

御不明な点等ございましたら、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課（担当：岸田、高橋 電話番号：03-6744-2066）にお問合せください。

どうぞよろしくお願いいたします。

食品製造・卸・小売・外食等関係団体の長 殿

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）
経済産業省商務・サービス審議官
消費者庁政策立案総括審議官

食品ロス削減に向けた取組の加速化について

我が国においては、年間 522 万トンの食品ロスが発生していると推計されており、事業系食品ロスの削減に向け、「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」において、納品期限（いわゆる 1/3 ルール）の見直し及び賞味期限の年月表示化、賞味期限の延長を一体的に推進してきたところです。

これらの取組は、これまで大手企業を中心に取組が進んできた一方で、地方や中堅・中小規模の企業における取組及び対象品目の拡大も必要となっていることから、取組企業及び対象品目の拡大について、引き続き、取組の推進をお願いします。

また、近年、新型コロナウイルス感染症に加え、不安定な世界情勢の影響により、食品価格が上がり、一部の食品が世界的に不足することが懸念される中、食品価格上昇の影響の緩和や生活困窮者への支援を推進する上でも、極力廃棄を避け、食品ロス削減の取組を加速化させる必要があります。このため、

- ① 適量仕入れや売り切り等の実施のほか、やむを得ず余る未利用食品についての、
- ② 消費者のニーズとマッチングさせる販売（ICT や AI 等の新技術を活用した未利用食品の販売（シェアリング）
- ③ 特に、フードバンク、こども食堂、こども宅食等への寄附の実施について、既に取り組まれている事業者はその一層の推進を、まだ取り組まれていない事業者は、改めてその実施をお願いいたします。

国としましては、今後、創意工夫の下で取り組まれている企業が社会的な評価を得られるよう、企業の自主的かつ多様な取組を促す施策の検討を行ってい

きたいと考えております。

(参考)

- ・商慣習見直しに取り組む事業者の公表（令和 3 年 10 月）

農林水産省においては、10 月30 日を「全国一斉商慣習見直しの日」として、納品期限の緩和、賞味期限表示の大括り化に取り組む事業者を募集し、事業者名の公表を行うとともに、食品ロス削減の取組事例の募集・公表をしています。

令和 4 年度も実施予定ですので、これを機会に商慣習見直しのご検討をお願いします。

<https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/recycle/211029.html>

- ・各フードバンク活動団体の活動概要（178 団体：令和 4 年 3 月末時点）

農林水産省において、全国のフードバンク団体の概要を随時更新しています。https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/foodbank-18.pdf

- ・フードバンクへの食品提供・寄附にかかる税制上の取扱い

法人がフードバンクへの食品の提供を行う際に、食品の提供に要する費用を提供時の損金の額に算入できる仕組みや、認定 NPO 法人等のフードバンクに対する寄附金に係る税制上の優遇措置があります。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/foodbank-10.pdf